

上智大学短期大学部「大規模災害等による学生納付金減免及び被災学生支援金給付」

上智大学短期大学部「大規模災害等による学生納付金減免及び被災学生支援金給付」は、本学に在籍する学生又は家計支持者が大規模災害等により被災し、本学から授業料の減免及び学資金の一部として生活費等の支援金の給付が必要と認めた場合に行われます。

【出願対象者】以下の全ての条件を満たす本学在学学生

- ①本人または父母（家計支持者）が居住する家屋が、災害救助法適用地域に指定され、罹災証明書が発行された者、または、災害救助法適用地域に指定されないが、学生生活・進路指導専門委員会に意見を徴し、学長が同規模災害と認めた地域に本人または父母（家計支持者）が居住する家屋がある者
 - ②大規模災害による学生納付金減免奨学金に申請した者
 - ③災害発生後３年以内に本学に入学または在学している者
- 注）災害発生後３年間を特別措置期間とし、在学中に特別措置期間が終了する場合は、修学奨励奨学金による支援へ移行します。

【減免及び支援金給付額】

授業料：罹災証明書の程度に応じて減免（全壊または大規模半壊／半壊）※

生活支援金：授業料減免が認められた者に給付（自宅通学者：月額３万円、自宅外通学者：月額５万円）

※授業料以外の学生納付金は免除なし。

※本人または父母が居住する家屋が一部損壊（罹災証明あり）の場合は、通常の修学奨励奨学金の減免基準においてその旨を考慮し審査を行う。

	全壊	大規模半壊	一部損壊
		半壊	
授業料	全額相当額	半額相当額	修学奨励奨学金（在学生）各減免基準で審査
その他納付金	免除なし		
生活支援金	月 3 万円 (自宅通学)		支給なし
	月 5 万円 (自宅外通学)		

【給付期間】

２０２５年度の一年間

【申請書類】

- (1) 大規模災害被災による 2025 年度上智大学短期大学部学生納付金減免措置申請書
(所定用紙)
- (2) 「罹災証明書」 (被災状況を証明する文書) コピー可

【受付期間】

「大規模災害等による授業料減免及び生活支援金給付」の申し込みの場合は、随時出願が可能です。

【申請方法】

所定用紙をお渡ししますので、事務センター奨学金担当まで申し出てください。

申請についての問い合わせがある場合は、件名に「大規模災害等支援問い合わせ」と入力し、以下の宛先へメールでお問い合わせください。

問合せ先メール : sjclife@sophia.ac.jp
--

以上